

## 大規模災害時のボランティア活動保険加入について

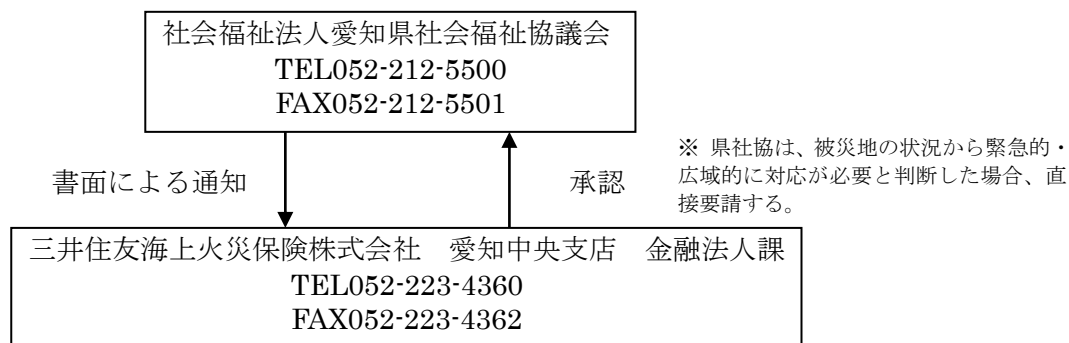
### 1.大規模災害時とは

台風・地震・噴火・津波などの災害により、日本国内で、被害が広く、大きく発生し、災害対応などのボランティア活動に緊急性がある事態を言います。但し、災害救助法が適用された場合に限りです。

### 2.大規模災害適用承認の流れ

日本国内における大規模災害時に、災害対応等活動内容に緊急性があると県社協が認め、書面によりその旨を保険会社に通知し、保険会社がこれを承認した活動を行うボランティアについては、保険会社のそのボランティアに対する保険責任期間は、所定の加入申込書記載の手続き完了日時から保険期間終了時までとなります。

#### 【災害時ボランティア承認フロー図】



### 3.通常の方法との違い

#### (1)補償開始

通常であれば、加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが、大規模災害時のボランティア活動の場合には、加入申込即時の補償開始となります。

また、通常のボランティア活動についても、加入年度末まで補償されることとなります。

## (2)加入申込

通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込を行います。大規模災害時ボランティアの場合には、県下の他の社会福祉協議会での加入申込も可とします。

## 4.大規模災害時の事務処理要領

(1)大規模災害時ボランティア活動に対するボランティア活動保険の取扱いは、加入申込手続完了直後から補償開始するものとします。加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成してください。加入者には「ボランティア活動保険加入者カード」を配布してください。

また、「ボランティア活動保険に関する留意点」を保険受付担当者に配布し、確認事項を徹底してください。

(2)社会福祉協議会の災害ボランティア受け入れ体制を確認して下さい。

行政が災害対策本部等を設置し、社会福祉協議会が協力してボランティアを受け入れる場合もありますので、行政と連携をとってご対応ください。

## 5.事故時の対応について

大規模災害時ボランティア活動中の保険事故発生の際は、事故報告書と加入時の加入申込書のコピーを取り付け、迅速な事故処理をお願いします。

また、大規模災害時における事故について集計を行いますので、「三井住友海上火災保険(株)愛知中央支店 金融法人課」あてに事故報告書を FAX して下さい。(FAX052-223-4362)

## 6.大規模災害マニュアルについての問い合わせ先

株式会社みらいの保険 TEL:052-221-0294 FAX:052-221-0293

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会総務部 TEL:052-212-5500 FAX:052-212-5501

三井住友海上火災保険株式会社愛知中央支店 金融法人課  
TEL:052-223-4360 FAX:052-223-4362

三井住友海上火災保険株式会社中部火新損害サポート部 火災新種保険金お支払センター  
TEL:052-223-4134 FAX:052-223-4138

## **ボランティア活動保険に関する留意点**

- ① 通常の「ボランティア活動保険加入申込書」の右上（日付のすぐ下）に〈大規模災害用〉と追記し、加入申込受付を行ってください。
- ② 本保険は、ボランティア活動中の急激・偶然・外来の傷害事故および偶然な賠償事故を補償する保険です。本保険の内容についてパンフレット等により加入希望者にご周知下さい。
  - ・ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）は補償の対象となりません。
  - ・職業または職務に従事している間の傷害事故については補償の対象となりません。
- ③ 本保険は、任意加入であり加入希望者に加入の意思を確認の上、加入手続を行って下さい。
- ④ 大規模災害時ボランティア活動保険の加入を受付けた場合についても、「加入報告票」を作成の上翌月 5 日締切にて県社協またはみらいの保険へご提出下さい。

その際、加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成して下さい。
- ⑤ 加入手続完了後、事故が起こった場合は、「加入申込書」のコピーを添付し、三井住友海上火災保険株式会社に事故報告して下さい。